

平成25年6月20日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成25年(ネ)第69号 過払金返還請求控訴事件 (原審・山口地方裁判所宇部支部平成23年(ワ)第263号)

口頭弁論終結の日 平成25年5月14日

判 決

東京都千代田区丸の内2丁目1番1号

控 訴 人 (被 告)	アコム株式会社
代表者代表取締役	木 下 盛 好
訴訟代理人弁護士	新 宮 浩 平
同	兒 島 聖 司
同	富 満 康 史

山口県宇部市大字船木

被 控 訴 人 (原 告)	
訴訟代理人弁護士	中 村 覚
同	田 邊 一 隆

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要 (略語は、特記しない限り、原判決に従う。)

- 1 本件は、被控訴人が、貸金業者である控訴人との金銭消費貸借取引 (原判決別紙計算書記載の取引。以下「本件取引」という。) において控訴人にした弁

済について、利息制限法の規定に基づき引直し計算をすると過払金が生じており、控訴人が悪意の受益者であるとして、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金元金及び民法所定の利息（241万3389円及びうち167万0133円に対する平成23年8月12日から支払済みまで年5分の割合による金員）を被控訴人に支払うよう求めるのに対し、控訴人が、和解契約（以下「本件和解」という。）が成立している旨の抗弁を主張して被控訴人の請求を争い、被控訴人が本件和解の錯誤無効の再抗弁を主張する事案である。

原判決は、本件和解は錯誤により無効であるとして被控訴人の請求を認容したので、控訴人が本件控訴をした。

- 2 前提事実及び当事者の主張は、後記3に控訴人の当審における主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の「1 前提事実」（原判決1頁25行目から同2頁7行目まで）、「2 当事者の主張」（原判決2頁8行目から同3頁20行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 控訴人の当審における主張

和解の前提事実である取引日、貸付金額、返還金額等に錯誤はない。また、みなし弁済の成否という法律上の解釈に係る貸金債務の存否について錯誤があったとしても、本件和解がされた平成15年当時は控訴人のみなし弁済の主張が認められる可能性があったのであり、みなし弁済の適用があることを前提として和解に応ずることがないともいえないから、要素の錯誤ということもできない。

仮に本件和解が無効とされた場合であっても、一旦和解がなされた以上、その時点から本件訴え提起がなされるまでは控訴人は善意の受益者である。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、被控訴人の請求は理由があるものと判断する。その理由は、次のとおりである。

広島高等裁判所第4部

裁判長裁判官 宇田川 基

裁判官 近下 秀明

裁判官 丹下 将克

これは正本である。

平成25年6月20日

広島高等裁判所第4部

裁判所書記官 笠岡英樹